

令和2年第4回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

令和2年12月16日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和2年12月16日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和2年12月16日 9時50分			議長	大 倉 博	
	散 会	令和2年12月16日 14時35分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	杉岡義信	○	8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光 課 長	市田精志	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力向上 担当参事兼 税住民課長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	大西清隆	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	3 番	由 本 好 史		4 番	杉 岡 義 信		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和 2 年 第 4 回 笠 置 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 12 月 16 日～令和 2 年 12 月 23 日 会期 8 日間

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 12 月 16 日 午前 9 時 50 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 同意第 13 号 笠置町監査委員の選任につき同意を求める件
- 第 5 議案第 46 号 笠置町国民健康保険税条例一部改正の件
- 第 6 議案第 47 号 笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件
- 第 7 議案第 48 号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合理約の変更の件
- 第 8 議案第 49 号 土地改良事業（農地災害復旧）の施行の件
- 第 9 議案第 50 号 令和 2 年度笠置町一般会計補正予算（第 6 号）の件
- 第 10 議案第 51 号 令和 2 年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の件
- 第 11 議案第 52 号 令和 2 年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の件

開 会 午前9時50分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

12月も半ばを迎え、いよいよ今年も残すところあと少しとなりました。寒さも厳しくなりますので、しっかりと体調管理をしていただきますようお願いいたします。

本日、ここに令和2年12月第4回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。本定例会に提案されます案件については、慎重な御審議をお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の予防対策にも御協力いただきながら、なるべく密を避け、議会運営がスムーズに進みますよう、併せて皆様の御協力と御理解をお願いいたします。

議長（大倉 博君） ただいまから令和2年12月第4回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（大倉 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、由本好史議員及び4番、杉岡義信議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（大倉 博君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月23日までの8日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。会期は、本日から12月23日までの8日間に決定しました。

議長（大倉 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

11月27日、京都府町村議会議長会の臨時総会が開催され、不肖、私が京都府町村議会議長会副会長に就任することとなりました。改めて議員各位の御支援、御鞭撻を賜りますよ

うお願い申し上げます。

なお、会長には、宇治田原町議会議長の谷口整氏が承認されました。

次に、11月29日、主要地方道路宇治木屋線の（仮称）犬打峠トンネルが着工されまして、杉岡総合常任委員長とともに式典に参列しました。これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

なお、議会運営上、今定例会において不穏当な発言があった場合には、会議録を調査して善処します。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

本日、ここに令和2年第4回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用のところ全員の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。本年も最後の一月を迎えております。今年1年間、町民の皆様には、新型コロナウイルス感染症予防のため、あらゆる面において御協力を賜りました。その結果、現時点で当町での感染者は確認されておらず、この場をお借りしまして、皆様の御協力に心より感謝申し上げます。

さて、コロナ禍にあっても笠置町の四季折々の美しさは変わらず、度々テレビでも取り上げられ、11月には多くの方が紅葉狩りにお越しいただきました。また、11月28日には、笠置小学校において笠置小学校フェスタが開催され、私も参加してまいりました。毎年恒例となっている小学校の行事ですが、全ての学年の児童がふるさと笠置について学習を深め、その成果を地域の方々に発表するという大変意義のある行事となりました。

それでは、町政について御報告させていただきたいと思います。

笠置町新型コロナウイルス感染症対策として、避難所となっている各区集会所等の換気機能の強化や空調設備の更新事業に対し補助金を交付してまいりましたが、現時点で全ての区が事業を実施されております。

また、昨年1月より、返礼品付きのふるさと納税事業を開始いたしました。その成果もありまして、この1年の寄附金収入は増収となっております。今年度の返礼品付きのふるさと納税品については、現時点で34件でございます。年末に向けさらに件数は増加すると見込んでおるところです。

本定例会に御提案申し上げます案件は、同意1件、議案案件は補正予算3件を含む7件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長（大倉 博君） これで諸般の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第4、同意第13号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

同意第13号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件について提案理由の御説明をいたします。

現代表監査委員の任期が令和2年12月21日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるものです。

なお、任期は令和6年12月21日までとなっております。よろしく御審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、同意第13号、笠置町監査委員の選任について同意を求める件について御説明を申し上げます。

この説明は、議案書の朗読をもって代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

同意第13号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件。

下記の者を笠置町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年12月16日提出。

笠置町長、中淳志。

記。住所、京都府相楽郡笠置町大字飛鳥路。氏名、仲北悦雄。以上でございます。

議長（大倉 博君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略します。

これから同意第13号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して起立しない者は、反対とみなします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、同意第13号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

議長（大倉 博君） 日程第5、議案第46号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第46号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

地方税法の一部改正による個人所得課税の見直しに伴い、令和3年度の賦課に係る軽減判定基準を改正するものです。施行は令和3年1月1日からです。御承認いただきますようお願いいたします。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。税住民課担当課長。

税住民課担当課長（石原千明君） 議案第46号、笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

新旧対照表3ページを御覧ください。

第23条第1号、法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯とあるものを43万円に引き上げるものです。ただし、給与所得者等の数が2以上の場合には、43万円に給与所得者等の数から1を引いた数に10万円を掛けて得た額を加算します。

5ページ下段、同条第2号、7ページ、上段、第3号においても同様とします。

9ページの附則を御覧ください。

こちらは地方税法の改正に伴い読替規定を改正したものです。内容としまして、公的年金等の収入金額110万円を125万円としています。適用は令和3年度賦課に対してですが、施行日は令和3年1月1日となっています。これで説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回までですので、申し添えます。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第46号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第46号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(大倉 博君) 日程第6、議案第47号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第47号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置が延期されたことに伴い、本条例においても同様の改正をするものでございます。

施行日は令和3年4月1日で、附則部分につきましては、公布の日としております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長(大倉 博君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(大西清隆君) 失礼いたします。

議案第47号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件について御説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、居宅介護支援事業所の管理者要件に係ります経過措置の延長など、国の基準が改正されたことに伴います一部改正となっております。

新旧対照表で御説明させていただきますので、2ページを御覧ください。

まず、第5条第2項の前段でございますが、「管理者は」の後に、管理者の定義を規定する部分を追加しているものでございます。

また、後段では、ただし書といたしまして、主任介護支援専門員の確保が著しく困難な場合につきましては、介護支援専門員を管理者とすることが可能となる規定を追加しているも

のでございます。

附則の第2項につきましては、主任介護支援専門員の設置が必須である管理者要件の経過措置の期間を平成33年3月31日、これ令和3年3月31日ですけれども、それから令和9年3月31日までに変更する規定でございます。

次のページを御覧ください。

第3項につきましては、現行の第3項では、関係条例でございます地域密着型サービスに関する条例の一部改正の規定でございますけれども、既に関係条例の地域密着型サービスの条例に改正内容が反映されておりますので、この部分を削除させていただいて、新たに施行後の経過措置期間の延長となるのは、令和3年3月31日の時点で現行の経過措置の対象の事業所が引き続き事業を継続する場合にのみ経過措置の対象となる規定を新たに設けているものでございます。

附則の施行日ですけれども、公布日とさせていただきます。経過措置の期限を延長するためには、有効期限が到来するよりも前に改正を行う必要がありますので、施行日を公布日としているものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第47号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 賛成者全員です。したがって、議案第47号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第7、議案第48号、京都市町村職員退職手当組合を組織する地

方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合理約の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第48号、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合理約の変更の件について提案理由を御説明申し上げます。

京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体に相楽東部広域連合を加え、組合理約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第48号、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合理約の変更の件について説明させていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

第2条におきまして「及び市町村の一部事務組合」の後に「及び広域連合」を加えまして、今回の広域連合の加入に伴う規定の整理をさせていただいております。

また、別表第2条関係におきましては、「宮津与謝消防組合」の後に「、相楽東部広域連合」ということで、組合を組織する地方公共団体の追加をさせていただいております。以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

なぜ相楽東部広域連合がここに入るようになったのかは、笠置町としては把握しておられるのか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の退職手当組合加入の事由でございますが、まず令和3年4月1日から京都府教育委員会から相楽東部広域連合のほうで割愛職員を採用する見込みであるということで、当該職員が割愛期間中に退職した場合に割愛要請団体、今回の場合でしたら相楽東部広域連合ですが、退職手当を支給することとなっているということと、またこれらを踏まえて、現在、独自条例により対応している職員も含めて、令和3年4月1日付で退職手当組合に加入したい

ということが出ているということでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

割愛職員って多分、普通に住民さん聞いても分からないと思うので、割愛職員の説明と、なぜ割愛職員を入れなきゃいけないのかというところまでは把握されていますか。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

2点ございました。1点目の割愛職員とは何かということでございます。これは人事の用語でございまして、例えば市町村間で現職の職員を採用する、そういった場合に割愛採用というようなことを言うとりまして、現に民間の方が公務員になる場合は割愛とは申しません。公務員同士の間で、例えば都道府県もそうですけれども、人事交流するような場合に、任命権者を超えて採用する場合、割愛と申します。そういう用語を使わせていただいております。

2つ目でございます。なぜ割愛職員を今回、採用する予定なのかということでございます。これは教育委員会のほうで、現在、専門的な教育職員ということで常勤の職員が実は教育委員会にはおりません。山城管内を見ますと、割愛という形で専門的な教育職員を採用し、教育委員会の中で当該業務に当たらせている市町村が、東部連合以外で全てそういった形の職員を採用しながら、当該管内の小中学校等の教育内容の充実、あるいは専門的な教育指導に当たっているというのが現状でございます。相楽東部広域連合におきましても、退職者の再任用という形で会計年度任用職員を採用はしているんですけれども、常時事務局の中において、そういった学校から相談業務でありますとか、指導でありますとか、教育委員会の専門的な教育の企画立案に関わるというような体制ができておりませんので、今後、やはり相楽東部広域連合の小中学校というのは、子供の数の減少でありますとか、人口減少でありますとか、様々な教育課題に直面するであろうというような課題が見えてきておりますので、今回、京都府教育委員会の任命に係る現職の教員を割愛採用して、教育委員会の体制強化、内容の充実にあたるということで、今回、職員採用に至ったということでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

今まで人事交流、京都府教育委員会と相楽東部広域連合がつながっていなかったと、簡単に言えば、そういうふうなイメージで、この間、広域連合のほうでも説明を受けたんですけ

れども、この議案を出すときに、そこまで説明してもらわないと、この条例使わないほうがいいんだと思っているんです。そういうことが起きないようにしないといけないというか、大事をとって上げた議案だとは思いますが、住民にとって全然分からない話になると。

行政としてどういうことをもってこの条例を出したかということは、やはり住民に対しての説明が必要だと僕は思うんですね。広域連合でも質問させていただいたんですけども、その辺が住民に寄り添った業務になっていないんじゃないのかというふうに思うわけです。だから、やはり相楽東部広域連合の教育委員会って結構特殊ですよ。3町村の学校を1人の教育長がまとめると。やはり学校教育って多種多様にあって、地域のアイデンティティーも確実にあります。その中で教育委員長が一つ一つ采配していくのは絶対難しいし、市町村が決定権者ではないけれども、確実に意思は表現していかないといけない。その中でやはりその答えを町にきちんと落とすのが行政の責務やと僕は思うんです。その辺はやはりこういう議案のときに、こういうふうなことをもってこうなっていくというふうなところまで説明していただきたいと思うんですけども、総務課長、どうですかね。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

的確な御指摘をいただきました。確かにこの議案、一体何だろうと。住民の方がこれをお聞きになられたときに、自分たちと大変かけ離れた議論をされているんじゃないかなというように思われます。ただし、内容をやはりよく考えて、説明を聞けば、なるほどと、笠置小学校の充実に資するものなんだなというようなことが御理解いただけるように、私どもも本来はしっかりとした内容を加え説明するべきでございました。大変よい御指摘をいただきまして、今後の教訓とさせていただきますと思っております。ありがとうございました。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第48号、京都府市町村職員退職手当組合を組織

する地方公共団体の数の増加及び京都市町村職員退職手当組合理約の変更の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第48号、京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都市町村職員退職手当組合理約の変更の件は、原案のとおり可決されました。

議長(大倉 博君) 日程第8、議案第49号、土地改良事業(農地災害復旧)の施行の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼いたします。

議案第49号、土地改良事業(農地災害復旧)の施行の件について提案理由を申し上げます。

本年10月の台風14号の豪雨により被災した農地の災害復旧事業を実施するため、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。以上です。

議長(大倉 博君) 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) それでは、議案第49号の説明をさせていただきます。説明は、議案書の朗読をもってさせていただきます。

議案第49号、土地改良事業(農地災害復旧)の施行の件。

土地改良事業(農地災害復旧)を下記のとおり実施したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月16日提出。

笠置町長、中淳志。

記としまして、種別、農地、件数1、金額95万8,000円、備考、田1件。計で、件数1件、金額95万8,000円でございます。

この件につきましては、本年10月9日から10日にかけての台風14号の豪雨によりまして、有市地内の農地に土砂が流入するなど被害が発生し、営農に支障を来しております。農地災害復旧事業として事業を施行するために、土地改良法に基づき議会の議決を求めるも

のでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第49号、土地改良事業（農地災害復旧）の施行の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第49号、土地改良事業（農地災害復旧）の施行の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第9、議案第50号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第50号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額20億2,951万6,000円に歳入歳出それぞれ3,203万8,000円を追加し、歳入歳出総額を20億6,155万4,000円とするものです。

歳出の主なものは、総務費では、電話交換機システム工事費として209万円や、マイナンバー制度導入に伴う戸籍システム改修委託費用として160万6,000円などを計上しております。

民生費では、介護保険特別会計繰出金として832万1,000円、障害者福祉システム導入として299万円などを計上しております。

また、衛生費では、新型コロナウイルス等感染症予防対策給付金として635万円などを計上しております。

さらに、災害復旧費では、10月の台風14号で被災した農地等の復旧事業費として333万円を計上いたしております。

歳入の主なものは、国庫補助金や府補助金、普通交付税等を充当いたしております。御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第50号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件について説明させていただきます。

説明に入ります前に、人件費については、主なものとして標準報酬の見直しに伴う社会保険料の増額や手当の支給要件等の発生に伴うものでございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、総務財政課からは、歳入と議会費と総務財政課所管の予算について説明をさせていただきます。

まず、歳入のほうから説明させていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税で1,140万7,000円を計上させていただきます。今回の補正予算に伴う財源不足分として計上させていただきます。

また、13款分担金及び負担金、2項分担金、1目災害復旧費分担金として28万5,000円を計上させていただきます。これにつきましては、農地災害復旧事業費の受益者負担分として計上させていただきます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、介護保険料低所得者保険料軽減負担金として109万4,000円を計上させていただきます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金として1,018万円を計上させていただきます。これにつきましては、番号制度システム整備費補助金として160万6,000円、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として856万5,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

16款府支出金です。1項府負担金、1目民生費府負担金では、介護保険料低所得者保険料軽減負担金の府補助金分として54万6,000円を計上させていただきます。

2項府補助金、5目商工費府補助金では300万円を、6目災害復旧費府補助金では

38万7,000円を計上させていただいております。

また、22款町債、1項町債では、金額の確定や事業の精査に伴い、それぞれ補正計上させていただいております。歳入については以上となります。

続きまして、議会及び総務財政課所管の歳出について説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、17節備品購入費では4万8,000円を計上させていただいております。正副議長用の椅子の購入代として計上させていただいております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では370万4,000円を計上させていただいております。18節の負担金補助及び交付金では、TRY-Xシステム負担金として239万2,000円を計上しております。これにつきましては、法制度改正対応に伴う対応負担金でございます。また、5目財産管理費では、電話交換機システム工事代として209万円を計上しております。現在の電話をダイヤルインにすることによって、それぞれ取次ぎ時間の減少による住民サービスの向上等を図るものでございます。8目防災諸費では、無線局再免許申請手続業務の手数料として14万円を計上しております。

次に、ページ飛びまして、20ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費では294万8,000円の減額を計上させていただいております。これにつきましては、相楽中部消防組合補正予算（第1号）に伴う減額でございます。以上、議会、総務財政課所管の今回の補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、職員力向上担当参事兼税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

続いて、税住民課所管の予算について説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

14ページ上段、2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費でございます。委託料として16万5,000円を計上させていただいております。これにつきましては、評価替えの年度に当たる来年度に向けて、パソコン上に管理しております地番図、それから家屋番号等を京都府の統合システムと同じものを搭載するために計上させていただいた委託料でございます。

中段、同じく2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の委託料でございます。160万6,000円、戸籍システムの改修委託として計上させていただいて

おります。歳入で国庫補助金といたしまして、全額補助を受けた事業でございますが、内容といたしましては、戸籍に関しましてマイナンバー制度を導入することになりましたので、それに伴うシステム改修でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

中段、3款民生費、1項社会福祉費、3目国民年金事務費で11万3,000円を計上しております。償還金利子及び割引料として計上いたしておりますが、令和元年度の年金生活者支援給付金の交付金が確定いたしましたので、それに伴う精算の返還金で計上させていただいたものでございます。以上、税住民課所管のものについて説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管します歳出予算につきまして御説明させていただきます。

14ページを御覧ください。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で641万8,000円計上しております。主なものといたしまして、備品購入費で299万円計上しております。これにつきましては、障害者支援システムの入替えに係る費用となっております。

次のページを御覧ください。

22節償還金利子及び割引料で95万円計上しております。これにつきましては、令和元年度分の障害者事業関連の補助金が確定したことによります返還金となっております。

16ページの中段、お願いします。

同じく1項社会福祉費の4目老人福祉費で832万1,000円計上しております。内容としましては、介護保険特別会計繰出金として保険料の軽減分と給付費に対します繰出金となっております。

次のページをお願いします。

2項児童福祉費、2目保育園費で304万2,000円計上しております。主なものといたしまして、需用費で21万1,000円計上しております。内容につきましては、笠置保育園におきまして10月から4名、途中入所がございましたので、4名分の教材費と給食の材料費を計上しているものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で635万円計上しております。内容といたしましては、新型コロナウイルス等感染予防対策給付金といたしまして、コロナウイル

スの感染予防ですとか、重症化予防の対策といたしまして、それぞれの生活様式に応じた対策に活用していただくための給付金といたしまして、町民1人当たり5,000円を給付するものでございます。保健福祉課が所管いたします歳出予算につきましては、以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） それでは、商工観光課所管の歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

予算書の13ページを御覧ください。

中ほどにございます2款総務費、1項総務管理費、6目の企画費でございますが、11節役務費の手数料でいこいの館の危険物取扱者保安講習の受講費5,000円を計上させていただいております。

次に、少し飛びまして、予算書の18ページをお願いいたします。

下段でございます。6款商工費、1項商工費、3目観光費の12節委託料で桜等植栽保全管理委託16万3,000円を計上させていただいております。こちらは桜保全活動に伴う伐採木や草、つるなどの処分費用でございます。

次の19ページをお願いいたします。

同じく商工費の4目産業振興会館費では、10節需用費で産業振興会館2階ホールのどんちょう修繕費用として114万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、どんちょうの巻き上げ用のワイヤーロープの交換並びに裏地の修繕を行うものでございます。次の17節備品購入費では、同じく産業振興会館2階ホールで使用しておりますワイヤレスマイク2本のうち1本が故障により使用できない状態となっておりますので、1本分の購入費用2万1,000円を計上したものでございます。商工観光課の所管部分につきましては以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 建設産業課が所管します歳出について御説明いたします。

20ページ下段を御覧ください。

13款災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、農地災害復旧費、14節工事請負費で125万円の補正をお願いしております。内容につきましては、先ほど議案第49号で議決いただきました土地改良事業の予算分でございます。10月の台風14号の豪雨により、有市の農地に土砂が流入する被害が発生し、営農に支障を来しておりますので、農地災害復

旧事業として復旧工事を実施するものでございます。

なお、この工事には、3割程度の賦課附帯工事分を含んでおります。

また、笠置町農地災害復旧事業及び崖地近接住宅移転事業分担金徴収条例に基づき、事業に要する費用のうち、国及び府から交付を受けた補助金の額を除いた残額の2分の1は、受益者さんから徴収させていただくこととなっております。

次に、同じく災害復旧費、農業災害復旧費、14節工事請負費で208万円の補正をお願いしております。内容につきましては、さきのものと同じ10月の台風14号により、有市地内の農業用施設であります水路や管理道に被害が発生し、営農に支障を来しております。今後の被害防除も含めた農業用施設災害復旧工事を実施するものでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） それでは、人権啓発課が所管します予算につきまして御説明します。

14ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で7節報償費20万円の減額でございます。これにつきましては、毎年12月に実施しております公開講座なんですけど、新型コロナウイルス感染予防の関係で中止が決定されました。ということで、笠置町が負担します講師料の費用としまして20万円を計上していた分を減額するものでございます。

次に、15ページをお願いします。

同じく3款民生費、1項社会福祉費、2目社会福祉施設費の中で、7節の報償費、これにつきましては、4月、5月の事業の中止に伴います講師謝礼の減額と、2か月分の給食サービスに係ります献立作成に係る謝礼の計5万8,000円を減額するものでございます。次に、8節旅費でございますが、これも同じく、新型コロナウイルス感染予防に伴い、各種集会、会議等の中止、延期となったために減額するものでございます。10節需用費ですが、同じく消耗品費、食糧費につきましては、4月、5月の給食サービスの中止に伴います包装紙や食料費の減額が合計で10万2,000円、併せて光熱水費につきましても、4月から11月の実績で12万円の減額で3月までいけるとということで、12万円を減額させていただいております。修繕料につきましては、火災報知機の受信機を取り替える必要があるということで、23万9,000円を計上させていただいております。また、役務費につきましても、通信運搬費1万1,000円を計上しております。これにつきましては、文化祭中止

に伴います各種団体への中止の通知の郵送料でございます。委託料3万円の減額、これにつきましては、毎年実施しております清掃委託でございますが、本年度の見積り確定によりまして額が確定しましたので、その分を減額しております。また、15節原材料費につきましては、これも同じく4月、5月の事業中止に伴います生け花講座の公費負担分を減額しております。最後に、18節負担金補助及び交付金でございますが、これも同じくコロナウイルス感染予防によりまして各種集会、会議が中止され、また延期されておりますので、これに伴いまして各種集会への参加負担金29万5,000円、文化祭の補助金40万円、山城人権ネットワーク推進協議会の後期負担分11万5,000円、これが確定しておりますので、この分を減額するものでございます。以上です。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

まず、入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止をするとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため創設された交付金だと思っております。

しかし、今回の補正を見させていただきますと、総務費の財産管理費で電話機の交換機のシステムですか、これを改修するという事で209万円がこちらのほうに使われようと言われております。これが本来、コロナ対策と言えるのかということで質問したいと思っております。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、総務財政課のほうで計上させていただきました電話交換機システムの新設につきましては、まず先ほどの説明もさせていただいたように、現在の代表電話方式からダイヤルインということで、取次ぎ時間、かけたい課に直接かけるということで取次ぎ時間がなく、取次ぎ時間が減少するという事での住民サービスの向上とともに、また職員の電話の接触回数を減らすことによって、役場内での新型コロナウイルス感染症の予防にも資するものではないかということで、今回上げさせていただいたものでございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

なかなか電話機を交換することがコロナ対策ということが、町民の方や事業者の方に理解をしていただけないかなと思うんですが、これは組替えとかはもう無理なものなんですかね。そのあたりまたお聞きしたいと思うんですが、また衛生費の予防費で、コロナウイルス等の

感染予防の対策給付金が635万円計上されておりますが、これはどういう形でいつ頃給付をされるのかお伺いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、給付の時期なんですけれども、できるだけ早くということで考えているんですが、1月末までには給付できるように事務を進めていきたいと考えているところでございます。

また、給付の方法なんですけれども、春頃に国の特別定額給付金が支給されておりますので、その辺の申請内容を活用しながら、できるだけ簡単な方法で支給できるようにしたいなということで考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） その給付される基準日というのがあるんですかね。それはいつ、お願いします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 由本議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

基準日を設けさせていただこうということで考えておりますけれども、基準日につきましては、12月1日現在で住民票が笠置町にある方に対して給付金を交付しようということで考えておるところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

11ページの府支出金、商工費府補助金の京都府スポーツ観光聖地づくり事業補助金300万円上がっておりますが、これは補助金が確定してこの時期、それとも事業が、つい最近ですよ、プロポーザル出されたのが、決定したことによって出たお金なのか御説明ください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回計上させていただいております京都府スポーツ観光聖地づくり事業補助金でございますが、こちらのほうにつきましては、令和2年8月20日に府からの交付決定通知が到着いたしました。この時点で、前回の9月の補正予算、間に合いませんでした。締切り後でございました関係で、今回、財源の組替えというような形で計上させていただいたものでござい

ます。よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 課長、ありがとうございます。ここになった理由は分かりました。

これ3年目の事業で継続事業だと思うんですけども、3年目でなぜプロポの公表日がある時期になったのか。3年目の事業が、なぜ4月からスタートできなかったのかというのは、すごい僕の中で気になるんですけども、なぜプロポにしなきゃいけなかったのか、随意契約できないのか。3年目の事業で、なかなか事業者を新しくするというのは考えにくいと思うんですよ。でも、公平性を担保するためにという理由だとは思いますが、例えば3年目の事業で次の展開考えていく中で、つい先月ぐらいだったと思うんですよ。ここから逆算すると、3か月、4か月でその事業を行わないといけないというふうなスケジューリングになってくると思うんですよ。これって事業者の確立も狭めるし、事業内容の幅も狭まるし、それでほんまにええもんができるのかと。この事業名が京都府スポーツ観光聖地づくりなんですよね。笠置町が3年間費やして、最後は三、四か月で聖地をつくろうと、かなり無理があるんじゃないのかと。なぜこういう事業に対してこれだけスタートダッシュが遅いのか。その辺ちょっとお聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

確かに今回で3年目でございます。初年度につきましては、プロポーザル、今回と同じ方式で実施をさせていただいております。昨年度は、初年度に実施させていただきました事業者様のほうと随意契約ということで、3年目の今年、また再度プロポーザルというようなスタイルを取らせていただいたということでございますが、こちらのほうにつきましては、先ほど坂本議員からもございましたとおり、やはりプロポーザル、公募型でございますので、より広くいろいろな意見を聞かさせていただいて、よいアイデアがあれば、それを採用していきたいというものと、やはり公平性を担保していくという、その2つの理由でございます。

あとスタートがなぜこんなに遅れたのかということでございます。実際、京都府への補助金の交付申請が夏頃でございました。その交付申請の際に3年間の総まとめということで、事業の内容を十分精査させていただいて、3年目につきましてはこういった事業をやりたいということで、十分内容等について精査をさせていただいたということで、若干時間がかかったということもございますのと、あとプロポーザルということで事務手続、不慣れなもの

で、ちょっと事務手続的にスタートが遅れたということでございます。

あと、何とか当然年度内の事業ということでございますので、今後、契約等の事務につきましても、なるべく早急に進めさせていただいて、年度内の事業完了というような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

3年目の事業がこのスキームで行われるというのは、僕はちょっと、課長、駄目というか、ちょっとしんどいですよね。

やはりこのスケジュールリングでやっていったときに、人間慌てるとミスするじゃないですか。過去の教訓を活かすじゃないですけども、やはり事業をやるに当たっては、せんだってきちんと計画を立てないといけないし、ましてや、3年目の事業が事務手続が遅れるというのは、ちょっと僕の中ではそれはどうなのというふうな感じですね。

基本的に契約に至るまでの事務作業というのは、前年と変わっていかないはずじゃないですか。起案上げるのも、決裁仰ぐのも、大体時間は分かるはずですね。その辺のことを言い出すと、言い訳に聞こえちゃうというか、ほんまに聖地、笠置でつくろうと思っているのと。

2年間、ボルダリングに対して投資してきたわけじゃないですか。3年目の事業で花咲かそうと。継続事業に独立していってもらわないといけないところの公助をしないといけないのが役場の役割やと僕は思っているんです、この事業に対してね。そういう思いを持ってこの事業に携わっているのかということに思いがいくわけですよ。

もうちょっと職員のことも考えて、事業者のことも考えたら、やはり前倒し、前倒しで事業やってやっていけないと思うんですけども、これ3年目で、もう受託まで決まったんですよね。決まっていらないのですか。大丈夫かとなりますよね。ほんまにやる気あんのとなるわけですよ、議会側からしたらね、住民側からしたら。

「笠置ROCK！」から始まって、ボルダリングが笠置の中で住民さんも知るようになって、メディアにもいろいろ出て、ボルダリング選手が笠置の小学生たちと交流したりとか、紡いできているわけですよ、一つの事業が。これが生きたお金の使い方やと思うんですよ。最終、最後、この事業になってきたときに、最後、それはあかんやろうという話なんですよ。

公共事業というものは、絶対にお金を、税金使ってやるわけじゃないですか。すぐ結果出ないんですよ。すぐ出ない結果をちゃんと理由づけしていくために、継続して物事を考えていくのが、僕、公共事業の大事なところだと思っているんですよ。最終、最後の年度がこの

ありさまというのは、課長、ちょっと僕は、まだ決まっていない。3月までにやらなあかん。どういふうな進捗でやっていくのか聞きたいですね。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

業者選定につきましては、明日、プロポーザルの審査のほうを行う予定になっております。参加表明をいただいたのが1社ではございますが、やはり提案内容というものは審査する必要があるということで、明日に審査会を開催させていただくことになっております。

先ほども申し上げましたとおり、坂本議員もおっしゃっていただいたとおり、年度内での完了というものが必要になってまいります。

今年度につきましては、予定しております事業の内容といたしましては、これまで2年間でコース開拓なりいろいろしていただいた中で、難易度別のコース図の作成でありますとか、笠置町の場合、ボルダリング以外にカヌーでありますとかキャンプでありますとか、アウトドアのアクティビティなんか盛んに売り出しているといいますか、そういう形でございます。

あとは、そういうふうなものに来ていただいたお客さんをいかに町内の商店さんとか飲食店さんのほうの御利用に結びつけていくかというようなことも大変重要な中身になってきておりますので、そのような形のガイドできるような案内チラシでありますとか、昨年度、笠置山エリア、開拓していただいたところでございますが、若干降雨等によりましてコース等傷んでおるところがございます。そういったところの修復というようなものも内容としておりますので、何とか早期に、年内、契約の手続をさせていただきまして、年度末までに完了させたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

19ページの産業振興会館の修繕費と施設備品についてお聞きをいたします。

今回、修繕費としてどんちょうのワイヤーと裏地の修繕ということで上げていると。そして、施設備品としてワイヤレスマイク1本の分だということで説明をいただいておりますけれども、これいつ頃から故障していたのか。そして、この時期にやっこの費用を上げて直すということになったのか。なぜこれほど時間がかかっているのか。その具体的な理由ですね。改善するためには、具体的な状況や理由が要ると思うんです。まず、その点について説明を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

産業振興会館のまずどんちょうにつきましては、かなり以前から故障していたというふうにお聞きをしております。昨年も予算計上させていただいたわけですが、実際の修理を行うまでに至らなかったということがございます。

今回、また補正というような形で上げさせていただいたわけですが、今回、確認させていただきましたところ、正式発注をさせていただいてから、必要な資材等の納品、約3週間程度で納品が可能だということをお聞きをしておりますので、年明け早々にでも契約させていただいて、年度内のなるべく早い時期に修繕のほうを行わせていただきたいというふうに考えております。

あとマイクの故障につきましては、実際いつ頃からかという細かいところまでは確認はしておらないんですが、せんだって確認させていただいたところ、1台が使用不可ということで、かなり当初から導入されていたものということで、年数は経過しておるわけですが、今回、新たにといいますか、使用不可分の1台のほうを購入させていただきたいということで予算要求のほうをさせていただいたところがございます。よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

お聞きしたかったのは、例えばですけれども、全面取替えの費用であれば、かなりお金がかかると。それを見直した結果であるとか、何か理由があって遅れているのか、業務上後回しになってしまったのか。その差というのは大きいと思うんですね。理由があってこれであるのであれば、それはやむなしという場合もあると思うんです。

ところが、業務上遅れてしまったのであれば、やはり業務の見直しも含めて、利便性のことに関わりますし、私も以前、ちょっと会場をお借りしたときに、正直、どんちょうが下りないことによって、横幕を張るのにちょっと苦労しましたので、そういうことも現にあったわけです。

具体的な原因ですね、ただ一般的に業務が遅れたということではなくて、例えば後回しになってしまったとしたら、それはなぜなのか。そこのあたりをどのように分析されて、改善を今後されていくのか。その具体的なものがないと、単にこの時期になった、遅れたという

だけでは、また同じことが繰り返されるのではないかと。その点を指摘しているんです。

例えばワイヤレスマイクであれば、例えばですよ、事務局のほうから連絡がなかったのか。連絡は来ていたけれども、課のほうで止まっていたのか。そういうところも含めて実態はどれぐらい把握されているのか。されていないとすれば、今後はやはりきちっとどういう改善をされていくのか。この点をしっかり示していただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

施設の不備につきましては、施設を管理している職員のほうから、こういった不備があるという報告がございましたら、その都度確認はさせていただくようにいたしております。

マイクにつきましては、これまで不備があるというような報告はたしか受けていなかったというふうに思いますので、最近の故障ではないかというふうに思われます。

あとどんちょうの部分につきましては、先ほども申しあげましたとおり、昨年度も予算計上していたわけですが、修理に至らなかったというところで、そちらの原因につきましては、今、向出議員さんおっしゃっていただきましたように、どのような原因、事務的な部分で、どのような要因で発注に至らなかったかというふうな部分につきましては、今後、きちっと調査をさせていただきます。以後、このようなことのないように十分注意をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

17ページ、衛生費、保健衛生費、予防費で、新型コロナウイルス等感染予防対策給付金なんです。コロナ禍の中で住民の生活を下支えというか、負担を軽減するために、いろいろな形で住民にこういう形で給付なりするのは大賛成なんです。町長、たしか以前、過去の発言で、ばらまきはしないとおっしゃっていたんですが、現金給付というのは、言い方悪いですけども、ばらまきということになるんですが、こうやってこの案件を上程されているということは、その後、心境の変化、考え方の変化があったんでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

私自身は、この補正予算については、ばらまきというふうな位置づけをしておりません。インフルエンザ流行期に当たりまして、インフルエンザと新型コロナウイルスの感染症が同

時にやってきますと、非常に身体にダメージが大きくなるということで、できるだけインフルエンザの予防接種を受けてくださいねということでありますのと、あとは残ったお金については、衛生材料等に使ってくださいと。第3波の襲来で非常に今後、患者数が伸びていくということもございまして、健康維持管理について注意喚起を促すというようなこともございます。そういうことでの給付金の予算措置でございます。御理解いただきますようよろしくをお願いします。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

全く反対するつもりはないんですが、これをばらまきではないとおっしゃるのであれば、笠置町は以前も現物支給としてマスクやってはりますが、予防接種も現物支給でできると思うんですが、それとこれとどう違うのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問ですが、既にインフルエンザの予防接種を受けておられる住民が多数おられますので、重複しないようにということでございます。決してばらまきをするという意図での現金給付ではございません。あくまでもコロナ対策で各自自粛等々、予防等々の措置を講じてくださいということでの給付でございます。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに。杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

議長に当てていただいて、ありがとうございます。

18ページの商工費、12番の委託料、桜等の管理なんですけれども、町長、これ何年か前に、個人が1億円を桜のために寄附するという形がございまして、その中でいろいろなこと、事情があって、一応3,000万円に収まったわけなんですけれども、その当時からもう日にちが大分経過しております。その中で、実績というか、年間、実績、これは商工観光課長かな、植栽の実績というのは上げていただいております。そういう中で16万3,000円、これは小さい数なんですけれども、もともと原資は3,000万円、その3,000万円が今16万3,000円になっているけれども、3,000万円、どこに何ぼぐらいあるんですかね。残金、3,000万円の残金。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの杉岡議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

おっしゃっていただきましたとおり桜保全の分の基金ということで、3,000万円でございます。過去の記録、ちょっと調べてみますと、平成22年度からこれを財源に事業のほう取り組んでおりまして、昨年度まででトータル、基金の取崩し額が2,189万7,122円となっております。残高といたしましては810万2,877円というふうな金額になっております。以上でございます。

(発言する者あり)

商工観光課長(市田精志君) 約800万円。

(発言する者あり)

商工観光課長(市田精志君) 植栽というようなことでの実績は、今、ちょっとどれぐらい植栽を行ったかということは、ちょっと把握はしておりませんが、昨年、それから今年なんかにつきましては、補植というような中身ではなく、現状の桜の部分につきましては、その下草刈りでありますとか、つるの伐採、それから近くで影響を及ぼすような雑木の処分といった内容が昨年度、本年度等の事業内容となっております。どういう形でこれまで植栽、例えば本数でありますとかというものは、今、数字等は持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

議長(大倉博君) 杉岡議員。

4番(杉岡義信君) 4番、杉岡でございます。

課長、私聞きたいのは、最初は何本植えて、ここに何か所植えて、その木が、もう22年やったら、かなり大きくなっていると思う。そういう実績を上げていたかというのと、それは枯れてしまって、次に補強したという形を全然事務的には上がってきていないんですかね。今現在、どこどこに植えたか。もう植えるところがないから、そのまま放ってあるか。ただ、今、課長が言われたように、草刈り専門やという形でずっときているのか、そのところはどうか。

議長(大倉博君) 商工観光課長。

商工観光課長(市田精志君) すみません、ただいま杉岡議員の御質問でございます。

基金の取崩し額だけを見ますと、その当初、平成22年度、平成23年度とかでございます。約500万円とか700万円の取崩しを行われておりました。平成24年度以降につきましては、大体100万円ぐらいということになっておりますので、そのあたりは把握しているわけではございませんが、金額的なものからいきますと、ここ最近につきましては、あくまで維持管理の経費というものが大半であったのではないかなというふうに思っております。

ます。

あと当初に植栽を大規模にされたということにつきましても、今現在、どの地区にどのような本数で植えて、その後、例えば今おっしゃっていただいたように補植が必要で、補植を行ったのがどの程度であるかということにつきましては、ちょっと数字等はつかんでおりませんので、また調べさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

課長、今、私が聞いているのは、ちょっと行き違いがあるみたい。

私聞いているのは、植えた数、現在、それが成長して、途中で獣害におうて枯れた木もあります。その中で一報というのか、1年間の実績というの、役場には、担当課には上がってこないんですか。これはもらうべきですよ。仮に今日、草刈りしたと。何名で出たという仕事の内容、やはりお金を出すほうは、それは知っておかないと駄目なんじゃないですか。今日は無理としても、もしそういうやつができたら、後から、日にちたっても結構です。議員の皆さんに配付してください。これで終わります。ありがとうございました。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕もコロナウイルスの対策関係なんですけれども、もちろん住民さんに負担軽減するのも一つの政策ですし、否定はしません。ただ、やはり観光業がすごい落ち込む中で、その手だてってあまり見えてこないと思うのが1つありまして、何かといたら、各事業所に消毒云々かんぬんの補助がつけられなかったのかなとかというのは思っています、結構、今、そういう消毒のほうも進んだ技術も出てきているみたいで、それに対しての補助だったりとか、そういうお金の使い方にはなぜならなかったのかなと。来る人も安心・安全で来られるし、働いている人も安全・安心で働けると。そういう環境を観光地ならばイメージしてもよかったですのではないのかなと。

住民の安心・安全も、もちろん重要な課題ですけれども、確実に1波、2波で観光客が沈んだのは、もう承知やと思いますし、今の旅館業をやられている方のお客さんの予約の受入れ方とか変わってきているはずなんです。その中でやはりどういうふうに公助できるのか。政府は自助を優先とは言っていますけれども、僕らの町って小さくなり過ぎているので、自助の部分でなかなか耐えきれないということは安易に考えられると思うんですよ。そういったお金の使い方のほうが、電話番号の差別化、区別化よりは、明るいものになるのではない

のかと思うんですが、いかが思いますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

町内の観光業種、その他のいろいろな事業者さんに対しての援助、補助はどういうふうにしていくのかという御質問が1点。それから、電話の件が1点ですが、まず電話の件を先に説明させていただきます。

現在、電話を取りますと、庁舎内で大きな声で、どこどこ課の誰々さん、電話が入っていますと叫んでいます。それは皆さん、時々御覧になっていることかと思えます。それをできるだけ避けようということでございますので、それについては御理解いただきたいと思えます。

それから、もう1点のほうですね、事業者さんへの支援の件でございます。これについてはどのような方策があるのかということについては、何度も議論してまいりました。まず、住民の利便性の確保でありますとか、安全性の確保でありますとかいうようなこととお話ししてきたわけでございますが、観光行政については、お茶の京都や京都府さんと連絡、連携取りながら、いろいろな行政提案をしております。今後、近隣町村との連携という話も出てまいりますので、その中でお話しさせていただいて、必要な措置は必要な措置として財源措置したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

町長、今、電話の件は、大きい声でしゃべるから、それは飛散がそのときにあると。誰々さんと言ったときに飛散があるから、コロナの感染予防はそこだといって申請されるんですか。それとも、そもそも笠置庁舎内で電話がかかってきたときに、誰々さんと言うことがあまりよろしくないから申請されたんですか。それはコロナウイルスの感染予防なんですかというふうに思ってしまう、今の答弁だね。僕はそういうふうにとっちゃうから、やはりもうちょっと慎重に答弁していただきたいなと思えます。

その後、事業者に対して、その措置が必要であれば財源獲得しますと。どこから財源獲得する。どこかあるんですか、もう。あるんやったら、もう使ったほうがいいんじゃないですか。そのヒアリングはされているんですか。今の現状はどう把握されているんでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 財源のお話でございますが、現在の時点では、町財政、非常に厳しい状

態でございます。ただ、近々にまた第3次交付が予定されておるようでございますので、ある程度の財源は確保できるのかなというふうには考えております。

事業者さんの状況、いろいろあちこちで大変やというお話は聞いておりますが、特に宿泊業、飲食業へのダメージ、あとそれから一般小売業、どこでも皆さん大変なようなので、それぞれの事業者さん、お話を伺っておるところでもございますし、また商工会、観光笠置などの要望にも十分耳を傾けておるところでございます。

具体的にどういうことができているのか、できるのかというようなヒアリングをしてきたのかというお話ですが、私のほうから幾つか提案もして、こういうことはできるんじゃないのかというようなお話もしておりますが、それは公平に公正にきちんとできるのかというようなどころでお話が止まってきたわけでございます。決して各事業者さんについて苦勞しておられないとかいうような認識ではございません。どうの方策で支援していくのが一番いいのかというお話でございます。

これはいこいの館の再建問題にも関わりまして、まず観光客の入り込み客を増やしていくというようなことを考えないと、根本的な商工観光業の問題の解決には至らへんやろうと、まずそこでございます。

それから、現在のコロナ対策としてどういうことができるのかということについての御意見、御要望等々は聞いた上で判断しているというところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

これは家に帰って、またテレビを見直して、町長の答弁を僕の中へ落とし込まなあかなというぐらい難しいなど。今の答弁では、なかなか僕の質問に適切に答えていただいているようには僕にはちょっと思えない。それこそコロナ第3波なんですよ、今言われているのが。今になって、それに対しての次、措置を、次の交付金が出そうなので、それが出たら財源に充てますと。でも、もうなりわいしている人は、ずっと苦しんでいるわけですね。笠置町にコロナの感染者がいなかったとしても、影響を受けている業者さんというのは数多くあるわけです。3度目の正直で今回考えますみたいな聞こえ方、実質的な数字は把握していない。ほんまに住民さんのことを考えているのかと、事業者さんのことを考えているのかという話になるわけですよ。継ぎはぎの行政では駄目なんじゃないんですかと。行政はこうする。笠置町の行政はこうするというものがきちんとないのかという話ですよ。いろいろヒアリングはしていますけれども、いろいろしていますけれども、いろいろでは駄目なんじゃ

ないですかと。こうする、ああする、だから、こんだけ要る。これが政治じゃないんですかというのが僕の質問ですわ。

(発言する者あり)

議長(大倉 博君) 西議員。

7番(西 昭夫君) 休憩動議。

(「動議」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 坂本議員。

5番(坂本英人君) 休憩動議。

議長(大倉 博君) 今、休憩動議が出されましたけれども、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立多数です。

(「おかしって」と言う者あり)

議長(大倉 博君) どこがですか、おっしゃってください。

(「暫時休憩」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 賛成多数ですので。

休憩します。

休 憩 午前11時34分

再 開 午後 1時40分

議長(大倉 博君) 休憩前に引き続き再開します。

先ほど杉岡議員からの資料要望につきましては、議会から要望として改めて資料の請求をいたします。

また、坂本議員の質疑につきましては、質疑回数認識の相違がありましたので休憩といたしましたが、全員協議会での審議の結果、3回目と認められましたので、引き続き坂本議員に質疑を行っていただきます。5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

17ページ、衛生費、予防費、負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス等感染予防対策給付金について御質問させていただきます。

先ほども答弁いただきましたが、やはり僕が言いたいのは、もちろんその職員の安心・安全を守ることも大事。住民の生命・財産を守ることも大事。そこは議会も行政も共通認識として持っていていただいているとは思いますが。その中で、庁舎の今回、電話の回線を分けるよう

な工事に充てられるというふうな認識でいておりますが、やはりこのコロナ第1波、2波、3波と呼ばれる中で、すごく事業者さんが売上げが落ち込んだりだとかということになっているのは、現状、皆さん把握しておられるかと思います。その中で、本当に有意義な議論があって、商工業者さんともきっちりヒアリングをし、その中、今回、電話に充てられる予算が一番妥当であったと認識されて予算化されたということによろしいのでしょうか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、補正に計上させていただいたコロナ対策につきましては、各課から上がってきたものに対してヒアリングをさせていただきました。その中で総務財政課が上げさせていただいたのは、電話のダイヤルインによっての不要な接触であったりとか、また住民サービスの向上も得られるということで、今回の工事を上げさせていただいた。

それから、また、保健福祉課のほうからは、新型インフルエンザであったりとか、ほかの感染症や風邪の予防のためにも使っていただきたいということで、使える1人当たり5,000円の給付金として渡せたらどうかということで予算のほうが上がってきて、検討した結果、今回上程させていただいたということです。

そのほかにつきましては、今回の補正予算の中では上がってきてこなかったということで、予算計上には至らなかったということで御理解いただきたいと思います。

（「議長、すみません」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 質問の内容と答弁が少し食い違っているように思っていて、僕は、どういう議論がなされたかという話を聞いたと思うんです。それとも、なかったのか、議論がね。予算計上されたものだけの話を今、課長されたと思うんですけれども、僕は、コロナという今回ありますよね、課題が。この課題について議論された中で予算は吟味されたのか。課長が答弁してくださったのは、予算化されてきたものを精査したという話だと思うんですよ。でも、笠置町の地域課題、今現状ある地域課題の中で優先順位がつけられて、予算編成をされているものだと僕は考えておったので、その差異があるのであれば、その説明もお願いしたいですし、もう少し、僕の質問が悪かったのかどうか分からないですけれども、質問に対して答弁していただけると、話がかみ合うと思うので、僕、これで最後の質問なんですよ、今のが。次、質問することはできないので、そこと検証はなされて出てきた予算なのか、それとも予算化されてきたものだけを吟味しているのかということをお聞きしたい。

と思うんです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

コロナ対応、それから商工観光等の対応につきまして、私は商工会のほうに赴きまして、現状のご説明を申し上げました。それから、将来の方針といいますか、来年度以降の方針、どのようにしていったらいいのかというご説明もいたしました。十分に御理解いただいた上で、どのようにさせていただいたらいいのでしょうかということも含めて、そこでお話をきてきております。具体的な要望がそこで出てきませんでしたので、よろしく願いしますということで帰って来たわけでございます。

必要なのは、いわゆる買物難民をつくらないことでありますとか、それから小売業、これ以上減らさないようにすることですとか、町内での起業を進めていくためにどのようにしたらいいのかということでもありますとか、そういうことについての具体的なお話をさせてもらいました。これについては、来年度の当初予算のほうで反映させていくべき問題だというふうに認識しておりますので、それはまた次の議会のときにご説明させていただきます。

それから、第3波が来ますよというお話については、これはもっといち早くから予想されておることでしたわけで、ここの予算に上がっておりますインフルエンザの対応についても、全員無償化するとか、一定の補助金を出すとかいうような議論もございました。

ただ、家庭内感染、これまでの状況と違うのは、家庭内の感染が増えておることです、全町民を対象にしたほうがいだろうということで、全町民にインフルエンザの予防接種をしてもらいましょうと。それによって、コロナ感染症の重篤化を防ぐというふうにアピールしていかんとあかんということで、今回の補正予算を提出させていただいたわけでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 私のほうから補足の説明をさせていただきます。

補正予算に限らず、予算の議論といったようなものがどのように行われているかでございますが、今回、補正予算に上げていくものに関しましては、原課からまずこういった事業をやっていったらどうかということで予算議論の場に上げてきていただいております。その中で、その事業の必要性等を議論し、そしてこれ以外にこういうことができないか、これは不要ではないかという様々なスクラップ・アンド・ビルドというような議論もさせていただきました。結果的に、限りある予算の中で、それを最優先してどういうふうなものを最終的に

今回の補正予算に上げるのかということを決めさせていただきまして上げてきたという経過がございます。

予算議論に関しましては、ボトムアップをしたり、あるいはトップダウンでやっていったりといういろいろなやり方がありますけれども、今回、原課のほうからのこういうような事業が必要であるというようなものを上げていただいた案に基づいて庁内議論を行い、そして最終的に取りまとめたというようなプロセスになっております。

また、ものによっては、トップダウンでこういった方向へ持っていくべきであるということで、予算の議論の中で修正をかけさせていただいたというようなものがございますが、最終的に、今の予算が枠としてこの程度ということで限界がある中で、今回に関してこれやりましょうというようなことを予算議論の中で最終的に結論として提案させていただいたというのが経過でございます。このような内容でよろしゅうございますでしょうか。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

新型コロナ対策等感染予防対策給付金のことなんですが、笠置町としては国から下りてくる限度額というのは多分あると思うんです。今までに幾ら執行して、これからどのぐらい使える予定というか、まだはっきり決まっていないのもあるか分からないですけども、何ぼぐらい使って、割り当てられる予算を全部使ってしまうのか、まだ残りそうなのかとかいうのも聞きたいところですが、各団体のほうに1回聞いてみたんですが、団体によっては、そんなお金使えるって聞いていないって言うところもあります。これだけの予算なので、書面で来ていませんかって聞いたら、そんなん見ていない、来ていないということもありました。これ役場に確認してみると、実際にちゃんと対策費でこんなんでしょうか、要望ないですかというので書面で送っているのはたしかやと思います。ただ、なのに、受け取り側の団体が知らん、聞いていないというふうにはっきり言っはる団体もあるので、役場としては、広報のほうをもうちょっとしっかりして、住民、事業者からの要望に応えるという姿勢が少し足らんかったんかなと思うんですけども、どうですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてですが、今まで1次、2次と交付のほうがございました。笠置町においては、交付限度額については1億218万7,000円が交付の限度額となっております。そのうち予算額ベースでございますが、現

在、予算案計上させていただいているのは5、200万円あまりというふうになっております。ただ、まだ予算には計上していませんが、ちょっと検討している内容もございます。

それから、もう一つ、団体に対して通知がなされていないということでの御質問です。確かに通知としては当町のほうからさせていただきましたけれども、そのように団体のほうが認識されているということでしたので、まだ確認が足らなかったのかなということもありますけれども、どういうふうにすればいいのかも含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

給付金に関係して質問させていただきたいと思います。

以前の議会でもお聞きをしたときに、すぐに業者と商工会と話ということで、先ほど出た話は、商工会には説明に行ったと、今後の将来の見通しについても行ったということです。ところが、要望が出なかったというふうなことで、具体的に今回、補正の中では業者等の補助はないということになっているという旨でしたけれども、以前も私、言わせていただいたんですが、具体的に何件か商売されているところへ行きますと、例えば3割ぐらい落ちていられるけれども、5割も落ちていないので、給付金頂けないことがあると言われた方がありました。それから、一律に臨時給与のお金みたいな分かりやすいお金がもう一度あればありがたいと言われた方もおられました。つまり、具体的に業者を廻ると、声が私のところにも寄せられていることがあって、以前にも同じことを言わせていただいたと思うんですけれども、今の話だと、個別の業者の話が出てこないんですが、そのあたりはどうつかんでおられるのか。例えば商工会との話の中で、アンケートを取っていただくことを依頼したりとか、取りまとめとか、そのあたりはどうなってきたのかと。今の感じですと、自動的に商工会から話が出なかったのも、特に今のところ具体化が進んでいないというようにも聞こえるんですが、そのあたりどうなのかということと、今回の国からのお金というのは、町から申請をして認められたものが下りてくるという内容になっていると思うんですけれども、そんな中で、もう既にコロナが始まって、相当の日数がたっています。そして、当然のことですが、人から人からうつっていくものですから、自粛も呼びかけられている中で、どうしても落ち込みがあるというのは想定であり、前提だと思うんですね。そんな中で、毎日、毎日、日々商売されている方は、先ほどもありましたけれども、死活問題になってくる問題もあると。経営にも大変響いてくる問題があるということなんですね。つまり時間的には大変急がれるんじゃ

ないかと。時間的な問題があると思うんです。

当初予算まで待つのではなくて、やはりもっと早く対応していかなくちゃいけないんじゃないかと。具体的な業者からの声の話ありませんので、そのあたり本当にどうつかんでおられるのか。具体化としてどういう議論がなされているのか。その話も補助の話も議論があったかまでは出ましたけれども、個別に具体的に、例えば前も言いましたが、商売される場合はガイドラインというのがありますね。いろいろな設置やいろいろなものを設置してくださいとか、料理を提供する場合は小皿で分けてくださいとかいろいろ対応してくださいということで、かかっている費用を例えば補助するとか、そういう個々の議論というものがちゃんとなされているのかどうか。今の話の中だけ、答弁の中だけでは、そこが見えてきませんので、そのあたりもきちっと議論されているのか。そして、当初予算を待つことなく、やはりもっと急いで考えていかないといけないのではないかと。その点について答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

同時に、先ほど坂本議員、そして西議員からも御質問いただいていることと関連いたしますので、そういったことも踏まえたお答えをさせていただきたいと思っております。

今回の補正予算の段階、組み立てる段階において、しっかりと個々の事業者の話まで聞いているのかというと、残念ながら個々の事業者のしっかりしたお話を聞いた中で、今回の予算を組み立ててきたというようなプロセスではございません。もちろんお話をお聞きした内容によって、緊急性、あるいは重要性といったようなものがあれば、この予算に反映できたというふうに考えておりますが、残念ながらそこまで双方の認識がなかったというのも事実でございます。

ただ、おっしゃるように、この第3波といったようなものが現段階かなり大きな影響を各事業者さんに与えている。特にG o T oキャンペーンで急遽予約を取消しされたG o T oイート、G o T oトラベルといった中で影響を受けている事業者さんも、笠置町内にはいらっしゃるというふうに聞いております。そういったものにどう対応できるのかに関しましては、今後、各事業者さん等、あるいは商工会と議論させていただきながら、どういう対応ができるのか検討もさせていただき、場合によっては、そういった予算編成を臨時に行うことによって、また議会のほうにお願いすることもあるかも分かりませんので、その節はまた御協力いただきたいと思います。

先ほど私のほうが原課のほうからの話をといたときに、やはり原課のほうもしっかりと関連団体等の状況を把握しながら予算といったものを上げてきております。その根拠は何であるか、背景はあるのか、要望はあるのかといったようなものもヒアリングの中でしっかりと聞きさせていただいております。ただ、やはり今回の補正予算の編成の段階では、そういった切迫した状況といったものは聞き取れなかったといったものが実情でございます。先読みが甘いと言われれば、それまででございますけれども、今後、そういう切迫した状況が目前に迫ってきており、緊急に必要性があるというふうに判断できる場合は、また所要の予算に関しましてお願いすることがあるかも分かりません。どうか御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出君。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

個々の事業者例えばアンケートを取り組むであるとか、訪問は時間がかかる場合もありますけれども、そういう取組であったりとか、商工会を通じて、要するに個々の事業者から声を聞いているという取組は、いまだにされていないということなんでしょうか。

要するにさきの議会で聞いたときに、これから取りまとめていくという近いような答弁があったんです。切迫した状況は聞いていないということなんです、そういう具体的な取組を行った上で、そういう声が全然なかったということなのか。取組自体が不十分、業者からの声を聞く取組自体がまだまだ十分じゃなくて、十分聞き取れていないという状況なのか、そのあたりがよく分からないんですが、そのあたりもしっかり回答いただきたいんですが、場合によっては臨時議会もということの前向きな対応だとは思いますが、今はよくても、さらにまた今後厳しくなるかもしれない。今現在も大変売上げが落ち込んでいるという方も、先ほど影響を受けている方もあるということでしたけれども、あると思うんです。

当然自粛を呼びかけているわけですね、基本的には、皆さんには。住民の方なり国民の方には、基本的には自粛を呼びかけると。それはやはりお店の利用であったりを基本的にはふだんよりは控えていくということですから、当然収入の落ち込みがあることが前提だと、先ほども言いましたけれども、あると思うんですね。それはやはりきちっと、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するということから自粛していくと、いろいろなお店の利用制限をしていくというのも出てくることではあると。それを呼びかける行政の側は、やはりその分の収入の落ち込みに対しては何らかの補助をしていくというのは、すごく大事なことだと思うんです。そこについてこれまでも全くなされなかったとは言いませんけれども、10万円の

給付の上乗せ等しているものはあるんですが、もう少し踏み込んだ形のものが、今もなかなか出てきていないというのは、結構深刻な問題なんじゃないかなと私自身は思うんですね。だから、そのあたりについて、やはりきちっと早急に取り組んで、きちっと手当していくと、そのことをきちっと熱意といいますか、考えを示していただきたいと思うんです。そのことについて答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

確かに個々の事業者の実情といったものを数字等を把握して、きちっとその状況といったものを分析できているかということ、そういう状況ではございません。やはり商工会という組織がございます。そこを通して我々のほうも商工業者の実情はどうでしょうかといったようなことをお聞きする。今の段階ではそういう方法しかございません。

ただ、おっしゃるようにもう少し切迫した状況が現場でどうなのかといったようなことをやはり把握していく必要性もあろうかと思えます。それがどういうふうにできるかに関しましては、また商工会とも連携し、あるいは調整しながらやらせていただきたいと思っております。現段階で何ができるかに関しまして答えを持ち合わせておりません。アンケートがいいのか、聞き取りがいいのか、また商工会と共に何がしかの調査ができるのか。その辺は町の行政単独でというわけにはまいりませんので、ぜひ商工会と連携を取りながらといったことで、地元の中小商工業者の支援といったものがどういう形でできるのかは、これは今後の課題であると考えております。

また、施策全体を通してみた場合に、町が単独でやはりすべきこと、府の施策、あるいは国の施策といったものを活用すべきもの、様々なやり方があるんだろうというふうを考えております。現在でも融資等に関しましては機能しております。そういった融資に関しての証明をということで、町の役場のほうにお申出いただいているところもございますので、そういう施策の活用も啓発させていただきながら、町としてやはり目の前にいらっしゃる商工事業者の切迫した状況にどう対応できるのか、ぜひ商工会とも連携しながらさせていただきたい、そのように考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

20ページの災害復旧費の2の農業災害復旧費で208万円、農業用施設災害復旧工事で上がっていますが、これは水路等でしょうか、延長はどれぐらいですか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

農業用水路、有市地内の農業用水路ですが、水路の延長というのは分からないんですけれども、被害があった水路の幅といたしましては6メートルを測定しております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

19ページ、商工費、4目産業振興会館費の修繕費用なんですけれども、壊れたものは直さなきゃいけない、これは当然のことだと思っておりますが、笠置町の今の事業、大半が壊れたら直すとか、そういうふうに向いているのかなと思うんですけれども、維持管理というのは、そういうふうな感じでこれからも進めていくんですか。言うたら、こういうふうに補正予算で常に対応すると。それとも、やはり使っていておかしくなってきたら、点検入ってもらってとか、それでも2年、3年に1回は、そういう点検が設備を伴う、いろいろな設備があると思うんですけれども、産業振興会館の中のそういう保守点検みたいなものは考慮されているのか。それとも、こういうふうに常に修繕費用として上がってくるのか。その辺は今どういうふうな状況になっているんですかね。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

産業振興会館の修繕の関係でございますが、特に例えば保安の関係が必要になってまいるエレベーターでありますとか、消防設備でありますとか、そういった部分につきましては定期点検というものを行っております。その都度何らかの不備等、発見された場合には、直ちに対応させていただくというような形でございます。

どうしても故障が起こってから修理というような形に対応していつている。たしか前回も御指摘をいただいた、事前にそういう対応ができないかというような内容の御質問かと存じます。確かに産業振興会館、平成3年ですか、もうかなり年数が経過してきております。議員おっしゃられるように、一般の住民様御利用になられる施設でございますので、その安全対策といった面からも、例えば大規模修繕なり何なりというものを見越した中でのそういった診断というものの必要性というのが出てきているのかなというふうに感じているところでございます。

ただ、今、本年度の予算等につきましては、小修繕のみの予算計上というような形でさせ

ていただいております、今回、どんちょうのほうにつきましても、修繕費という形での対応をさせていただいておりますが、今いろいろ御指摘いただいたそのようなものをちょっと踏まえまして、来年度の当初予算なり何なりというような形の中で、そういった調査というものもちょっと検討していく必要があるのかなというふうに考えておりますが、現在の当該年度の予算につきましては、そのような状況であるということをお理解いただきたいと思っております。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 今年度の予算については、これで致し方がないというような説明だったかとは思っています。限られた財源ですので、なかなか大規模修繕だったりとか、そういうことは難しくなってくるのは仕方がないということは重々認識しているんですけども、当たり前前の範囲の中で、やはりハードで作ったからには、維持していかなくちゃいけないことは、建てたときから、設計段階から分かっていることではあると。その中で笠置町の建物って、やはり維持管理計画というものを出してくれといったときに、ないものが多過ぎるということはあると、やはりどんちょうでも、いきなり落ちてきて、下に人おったらみたいな話にも当然なると思うんですよ。どんなタイミングでどういうことを想定して、その施設を守っていくのかということ、やはりひとつ、お金を使うときには議論していただきたいというふうに思うわけですよ。だから、これから先、本当に人口がだんだん減っていく中で、今生きている僕たちが、公共事業に携わっている人間が、どこまで見据えた中できちんと予算を考えるのか。本当に潰すのか、守るのか、その辺は今、行政の中でどういう認識でおられるのかお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 町が管理している建物についてどういうふうに管理していくのかという方針を示してくださいという坂本議員の御質問だと思います。

いこいの館等々、老朽化したり、あちこち不具合が出ている建物はございますし、現在、放置されていますが、中央公民館の問題もございます。用途を十分に検討しながら、こういった形で運用していくのがいいのかということについて住民の方とも相談しながら、また予算の問題もございますから、国や京都府とのお話をさせていただきながら、施設管理について最小限のメンテナンスは必要でございますから、それはしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

それぞれの公共施設につきましては、メンテナンスの業者さんが入っていただいております。

して、どのような状態なのかということは報告がございますので、それに基づいて改修計画
というのを進めていく、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今回の補正でかなり人件費が上がっていると思うんですが、この前の11月の臨時議会に
おいて、人事院勧告の関係で職員給与等の条例が改正されました。これは減額のほうの改正
だと思っているんですが、そういった部分につきましては、今回の補正のほうには加味され
ているのでしょうか、お聞きいたします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

前回、臨時議会で御承認いただきました期末手当の減額については、今回の補正予算では
含んではいなく、3月の最終の補正予算で調整をさせていただきたいというふうに考えてお
ります。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

もし人事院勧告で増額というような方向になった場合、そういった場合も3月のほうで補
正するというお考えなんでしょうか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

人事院勧告の増額については、現在のところ出ておりませんので、万が一そういったこと
がありましたら、内容にもよりますけれども、時期によっては臨時議会をお願いする場合も
ありますし、3月の補正予算で対応させていただく場合もあるということで御理解いただき
ますようお願いいたします。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

明らかに減額になると思うんですね。その部分をやはり減額していかないと、予算のほう
がだんだん膨れ上がっていくと思うんですね。町長が以前からおっしゃっています財政難と
いうことで、一般財源のほうもそういったことで必要以上に予算計上ということになります
ので、その点またいろいろ考えていただきたいと思います。

次に、災害復旧費の農地災害復旧費の125万円の件でございますが、この前の答弁で、

12月22日に査定があるというふうにお聞きしたかと思えます。その査定を受けて、この金額が変わっていかないのか。また、先ほど議案第49号、この額についても変更がないのかというあたりをお聞かせ願いたいと思えます。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

農地災害復旧事業につきましては、今おっしゃっていただきましたように、国の査定が12月22日に予定されております。今回計上させていただきました95万8,000円につきましては、国の査定で確定したものではありません。しかしながら、今回のこの予算を計上するに当たりまして、前回、補正予算で認めていただきました委託料をもちまして、専門業者といたしますか、京都府土地改良団体連合会のほうに委託いたしまして、現地の測量、また設計業務等を行っていただいております。土地改良連合会のほうは、こういう農業災害ですとか、国の査定のほうにも精通しております、大きな金額の差異は出てこないというふうにご考えております。しかしながら、金額は確定しているものではありませんので、多少の変動はあるかと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

賛成の立場から討論させていただきます。

賛成はしますが、やはり住民に寄り添った予算編成になっていたかと思うと、議員の立場から申し上げますと、ちょっと乏しいというのが実情かなと思っております。

各課、お金のない中で采配しなければならないのはよくよく存じておりますが、もう少し住民が分かりやすく先の見通せる、このためにお金を使えば、こんだけのことになって返ってくると。住民の利益ですね、住民利益の追求をイの一番にご考えていただきたい。

一つ一つの予算にきちんと思いがあって、活かされるお金になるような補正予算にしたい、当初予算にしたい。行政の歩みを止めないということで賛成はしますが、本当にもっと住民に寄り添ったお金の使い方をしていただきたいと思えます。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければ、これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第50号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第50号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第10、議案第51号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第51号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額5,950万5,000円に歳入歳出それぞれ44万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,994万6,000円とするものです。

主な提案内容は、歳入では、歳出の増額に伴い財政調整基金繰入金と繰越金を増額しています。歳出では、職員の人事異動に伴う給料や職員手当等の増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 議案第51号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計補正予算の件につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

4款繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で33万1,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、歳出の増加に伴います財源の不足分を基金繰入金で計上しています。

また、5款繰越金でも11万円の補正をお願いしております。これにつきましても、歳出の増加に伴います財源の不足分を繰越金で計上しています。

続いて、歳出の説明に移ります。

7ページを御覧ください。

1 款総務費、総務管理費、一般管理費で、給料、職員手当等で44万1,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、職員の人事異動に伴う給料等の増額と、水道施設の異常警報の対応等により時間外勤務が増加し、今後の時間外手当に不足が見込まれますので、増額補正するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ44万1,000円を追加し、総額をそれぞれ5,994万6,000円としています。これで簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第51号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第51号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第11、議案第52号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第52号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,962万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億293万円とするものでございます。

主な提案内容は、保険給付費の実績見込額により増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第52号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件について御説明させていただきます。

6ページを御覧ください。

まず、歳入につきましては、ほとんどが給付費の公費負担分となっておりますので、細部の説明は省かせていただきます。

まず、給付費の公費負担分以外の歳入となるものの説明をさせていただきます。

6ページの中段でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目保険者機能強化推進交付金で5万8,000円、介護保険保険者努力支援交付金で27万3,000円計上しております。この2つの交付金につきましては、市町村が行います自立支援や重度化予防の取組に対して交付される交付金となっております。

続きまして、給付費に対する公費負担分の御説明をさせていただきます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金で875万5,000円、同じく2項国庫補助金、1目調整交付金で294万1,000円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金で1,324万3,000円。

5款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金で718万7,000円。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金で613万円、それぞれ計上しております。

以上のものにつきまして給付費の公費負担分でございます。

次のページを御覧ください。

4目低所得者保険料軽減繰入金で219万1,000円計上しております。これにつきましては、保険料軽減分に対します一般会計からの繰入金となっております。

繰越金につきましては、前年度の繰越金でございます。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

次のページになります。

歳出の保険給付費につきましては、全て支出見込額によります補正となっております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費で2,369万1,000円計上しております。これにつきましては、主に短期入所サービスが伸びている

分に係るものでございます。

3目施設介護サービス給付費で1,813万5,000円計上しております。これにつきましては、施設入所者が増加した分に係るものでございます。

4目居宅介護福祉用具購入費で3万5,000円計上しております。これにつきましてはポータブルトイレ等の福祉用具の購入費用でございます。

6目居宅介護サービス計画給付費で241万6,000円計上しております。これにつきましては、介護サービスを利用される際に必要となるケアプランの費用となっております。

次に、同款2項介護予防サービス等諸費、2目介護予防福祉用具購入費で4万円計上しております。これにつきましては、介護度が要支援1・2の方の福祉用具の購入費用となっております。

次のページを御覧ください。

3項その他諸費、1目審査支払手数料で2万円計上しております。これにつきましては、国保連合会に支払う手数料となっております。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費で118万6,000円計上しております。これにつきましては、主に施設入所者の増加に伴いまして、高額介護サービス費も増加しているという部分でございます。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費で354万円計上しております。これにつきましても、施設入所が伸びた関係で、こちらのほうも伸びております。内容は、施設入所を利用の際に、食費や居住費の軽減分となっております。

3款地域支援事業費につきましては、財源の組替えのみ行っているところでございます。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金で55万7,000円計上しております。これにつきましては、主に保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金を積み立てるものでございます。介護保険特別会計予算の説明につきましては以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第52号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第52号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は12月23日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後2時35分